

いじめによる重大事態発生後流れ等について（道立学校の場合）

1 根拠法令等

- ・ いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）
- ・ 北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年4月1日施行）
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）

2 定義（法律・条例）

(1) いじめ

同じ学校など一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 重大事態（疑いを含む。）

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたこと。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間（概ね30日）学校を欠席することを余儀なくされていること。

(3) 重大事態への対処

いじめのうち重大事態について、北海道教育委員会は、当該事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、北海道いじめ問題審議会（道教委の附属機関）に調査を行わせる。

3 北海道いじめ調査委員会について

- ・ 知事の附属機関であり、委員は5名。
- ・ 知事は、必要があると認めるときは、本調査委員会に、北海道いじめ問題審議会（道教委の附属機関）が行った調査の結果に対し、調査（再調査）を行わせる。
- ・ 知事が再調査を行わせる際には、あらかじめ本調査委員会の意見を聴かなければならない。

（イメージ図）

